

「共生社会システム学会」声明

2015年7月12日

2015年度大会総会・参加者一同

「戦後70年」にあたり日本政府への要望

悲惨な第二次世界大戦が終結して今年で70年を迎える。いま、日本の「国のかたち」が大きく変わろうとしている。戦後に新しく公布された日本国憲法の理念の根底には、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理がある。これら3つが大きくゆらぎ後退しようとしている。

2011年の3.11原発事故は日本政府にこれまでの原発・エネルギー政策の大きな反省を迫ったが、国民参加・市民参加の十分な議論もなく原発の再稼動・輸出へと舵が切られた。各種の規制は必要以上に緩和される等、経済的社会的格差は拡大し、社会的弱者の基本的権利は縮小している。「積極的平和主義」の名のもとに、沖縄にある軍事基地の辺野古移設を強行し、安保法制の成立を急ぎ、憲法の「平和主義」に大きなゆらぎが生じている。国民主権は弱まり、民意を汲み取らない政治が続いている。

「共生社会システム学会」は、このような状況を深く憂慮する。本学会は、持続可能で公正・平等な社会・多様性を尊重する共生社会のための理論と実践のあり方を市民とともに研究・討論・実践している。本学会が目指す共生社会とは、地球・地域の環境負荷許容量の範囲内での経済活動のもと、その経済活動の成果や生産力を、仕事のシェア、労働時間の短縮、環境保全、福祉の充実に結びつけることができ、だれもが尊厳を保ち生き活きと暮らせる公正で平等な社会である。ところが、現在の状況はまったく反対の方向に進みつつある。本学会は、以下の点を日本政府に要望する。

1. 憲法違反の安保法制の撤回

集団的自衛権行使を容認する安保法制は憲法違反である。自衛権に関するこれまでの政府見解は「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」というものであったが、安倍内閣は武力行使の「新3要件」(集団的自衛権の行使に道を開く武力行使の必要最小限の条件)を2014年7月に閣議決定し、2015年5月15日には、これを踏まえて安保法制を国会に上程した。

しかし、2015年6月4日の衆院憲法審査会では、3人の憲法学者全員が安保法制について「違憲」の宣告をした。また、翌日5日の衆院平和安全特別委員会では「憲法を法案に適応させた」との中谷防衛相の答弁がでるほどの違憲立法、「憲法の骨抜き」に等しく、「法律によって憲法を変える」ものであり、立憲主義からの逸脱である。

憲法違反の安保法制はただちに撤回すべきである。日本が世界に誇れる価値としての憲法の「平和主義」、「戦争放棄」を、これからも守るべきである。

2. 原発・エネルギー政策の転換

IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)は、2015年4月に温暖化ガスの排出削減に関する報告書を発表した。地球の温暖化が進んでおり、削減努力がなければ2100年には産

業革命前から3.7～4.8℃上昇するという。2℃以内に抑えることで各国が合意しているが、この目標すら困難な状況である。大量の化石燃料消費の大幅な抑制が必要である。

IPCC はエネルギー効率の改善、再生可能・原子力エネルギーへの3～4倍増、温暖化ガスの回収等の必要性を指摘している。しかし、持続可能性を確保できない原子力エネルギーへの依存には課題が多い。また、日本の3.11の原発事故の経験からして、これ以上の原発依存は容認できない。日本での原発の再稼働も輸出もすべきではない。

日本は持続可能な社会への転換ならびに脱原発を率先して世界にアピールすべきである。省エネ・省資源を基本に、再生可能エネルギーの適正利用への流れを加速すべきである。

3. 経済の成長偏重路線から安定成熟路線への転換

現在の日本経済は、需要縮小のスパイラルを促進する要因が揃いすぎている。人口の減少・高齢化、生産・消費人口の減少、市場飽和のなか新商品の不在、産業空洞化のなか実質賃金の低下・非正規雇用の増大、低生産性のサービス産業の肥大化と低賃金化、そして消費増税等のスパイラルに陥っている。

消費も投資も鈍り、経済成長の条件が見当たらないにもかかわらず、政府は成長路線を薦進している。このままでは巨額の財政赤字、一層の社会的経済的格差を生み出さざるをえない。所得・経済格差は、とくに小泉内閣以来続く新自由主義路線により、80年代7倍、90年代8倍程度であった格差が2013年には9.6倍にまで拡大した(所得上位・下位層の各10%の格差:「OECD 報告書」)。地方への恩恵もほとんどなく、地方経済の落ち込みははなはだしい。

経済成長約1%というのが最近の先進諸国の姿である(2000～2010年の平均年率)。成長のための成長ではなく、日本は成熟した社会にふさわしい経済のあり方に転換すべきである。経済活動の成果や高い技術力・生産力を労働時間の短縮、自由時間の増大につなげ、人間らしい充実した生活を実現すべきである。そのために、財政政策の徴税のあり方としては所得累進税・大企業法人税・富裕税等の強化を(租税回避等の国際的調整を含む)、また、支出のあり方としては社会福祉・教育投資・更新投資・自然修復再生等に重点を移すべきである。

4. 基本的人権の尊重と差別的な発言・行動の禁止

人種・宗教・性別(性的指向)・思想・障害・職業等に関して、差別・誹謗・中傷するヘイトスピーチ、ヘイトキャンペーンが目立っている。人権・「共生」の視点からは黙視できない状況である。

日本国憲法のもと、すべての国民は平等である。また、国連で採択された人種差別撤廃条約や市民および政治的権利に関する国際規約等は、人種間等にある様々な差別を禁止している。

日本国内において、差別的発言や行為をなくし、日本に在住する人々が平等で生き活きた暮らしができるようにすべきである。法の整備も含め、適切な対応が望まれる。平和で互いを尊重しあう持続可能な共生社会を目指して行く姿を、日本は国際的にも率先して発信すべきである。